

国立大学法人茨城大学教員の任期に関する規程

（平成16年 4月 1日）
規程第 6 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第 8号。以下「就業規則」という。）第 5条第 2項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）に勤務する教員（附属学校園の教員を除く。以下同じ。）の任期に関し必要な事項を定める。

（教員の任期）

第2条 学長は、教員を採用する場合において、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるときは、任期を定めることができる。

2 学長は、前項の規定に基づき任期を定めて教員を採用する場合は、当該採用される者の同意を得なければならない。

3 教員は、第 1項の規定により定められた任期中（当該任期が始まる日から 1年以内の期間を除く。）にその意思により退職することができる。

（任期を定める組織等）

第3条 前条の規定に基づき任期を定めて採用を行う教員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再採用については、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める任期（再採用の場合の任期を含む。以下同じ。）の終期が満65歳に達した日以後における最初の 3月31日（以下「定年とみなす日」という。）を超える場合は、当該定年とみなす日を任期の終期とする。

（再採用の申し出）

第4条 再採用を希望する教員は、原則として任期満了の日の 1年前までに、業績リスト等を添え、文書により当該教育研究組織の長に申し出なければならない。

（再採用に係る審査）

第5条 教員を再採用しようとする場合においては、当該教員の任期中の総合的な評価による審査を行うものとする。

2 前項の審査の実施に関し必要な事項は、当該教育研究組織において別に定める。

（公表）

第6条 この規程を制定又は改廃したときは、大学のホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 8月 4日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年 9月27日から施行し、平成17年 4月 1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の国立大学法人茨城大学教員の任期に関する規程に基づき大学教育研究開発センター（以下「旧センター」という。）総合英語プログラムの職に任期を定めて採用されている者で、施行日に引き続き大学教育センター総合英語プログラムの同一の職に配置転換されるものの任期については、別表総合英語プログラムの項の規定にかかわらず、同項任期欄の任期から旧センターにおいて在職した期間を控除した期間とする。

附 則

この規程は、平成18年 6月15日から施行する。ただし、別表共同研究開発センターの項の改正規定は、この規程施行の日以後に採用される者について適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 4月26日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。
- 2 平成19年 3月31日に大学教育センター教育力向上プロジェクトに採用されていた者については、改正後の規程の別表、大学教育センターの項、再採用欄の規定は、同欄ただし書中「1回に限るものとし、その場合の任期は 3年とする。」とあるのを「再採用の場合の任期は 3年とする。」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の規程適用前における助教授としての在職期間は、准教授としての在職期間に算入する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

別表

教育研究組織名		職名	任期	再採用
理学部	KDDI 跡の電波望遠鏡の利用による先端的な宇宙観測研究・教育等の推進プロジェクト	教授 又は准教授 (1人)	博士の学位を有する者 5年	否
大学教育センター	教育力向上プロジェクト 総合英語プログラム	教授、 准教授 又は講師 (4人)	3年	可(ただし、1回に限るものとし、その場合の任期は3年とする。)
	教育力向上プロジェクト 理系接続教育プログラム	准教授 又は講師 (1人)	3年	可(ただし、1回に限るものとし、その場合の任期は3年とする。)
	教育力向上プロジェクト 教育支援部	准教授 又は講師 (1人)	3年	可(ただし、1回に限るものとし、その場合の任期は3年とする。)
	教育力向上プロジェクト 点検評価部	准教授 又は講師 (1人)	3年	可(ただし、1回に限るものとし、その場合の任期は3年とする。)
共同研究開発センター	産学官連携推進 強化プロジェクト	教授 又は准教授 (1人)	博士の学位を有する者 5年 上記以外の者 3年	可(ただし、再採用の場合の任期は3年とする。)